政令第二百七十号

奄美群島振興開発特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第四十八号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

奄美群島振興開発特別措置法施行令（昭和二十九年政令第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

第八条中「第五十条第三号」を「第五十二条第三号」に改める。

第九条中「第五十一条第一項」を「第五十三条第一項」に改める。

第十条第一項及び第二項並びに第十一条中「第五十二条第一項」を「第五十四条第一項」に改める。

第二十三条第一項中「第五十三条第一項」を「第五十五条第一項」に改める。

附則第七項中「附則第六項」を「附則第七項」に改める。

附則第八項中「附則第五項」を「附則第六項」に改める。

附則第十一項中「附則第九項」を「附則第十項」に改める。

附　則

この政令は、独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
国土交通大臣　太田　昭宏
内閣総理大臣　安倍　晋三

告示

○総務省告示第二百四十号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号。以下「健全化法」という。）第十五条の規定に基づき、健全化法第九条第三項において準用する同条第二項の規定により夕張市から報告を受けた財政再生計画の内容及び健全化法第十条第六項の規定による協議の結果を次のとおり公表する。

平成二十七年七月八日

総務大臣　山本　早苗

一　健全化法第九条第三項において準用する同条第二項の規定により報告を受けた財政再生計画の内容

財政再生計画書（平成27年度第２次（６月）変更後）

第１　再生判断比率が財政再生基準以上となった要因の分析：変更前に同じ

第２　計画期間：変更前に同じ

第３　財政再生の基本方針：変更前に同じ

第４　財政の再生に必要な計画及び歳入又は歳出の増減額：変更前に同じ

第５　歳入歳出年次総合計画

１　一般会計等の実質収支

(1)　一般会計：次のとおり変更する

（単位：千円）

区分＼年度	計画初年度の前年度（平成20年度）		財政再生計画を策定した年度（初年度）			平成22年度（第２年度）			平成23年度（第３年度）			平成24年度（第４年度）		
歳入	歳入額	一般財源	歳入額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳入額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳入額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳入額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額
1 地方税	1,009,387	1,009,387	934,696	934,696	△ 74,691	957,303	957,303	22,607	935,940	935,940	△ 21,363	889,832	889,832	△ 46,108
2 地方譲与税	86,053	86,053	81,101	81,101	△ 4,952	78,338	78,338	△ 2,763	76,179	76,179	△ 2,159	71,450	71,450	△ 4,729
3 地方交付税	4,423,071	4,423,071	4,680,065	4,680,065	256,994	5,317,657	5,317,657	637,592	5,235,384	5,235,384	△ 82,273	5,266,367	5,266,367	30,983
4 国都道府県支出金	1,122,970	71,518	1,369,798	211,209	139,691	1,603,436	52,750	△ 158,459	1,577,868	24,894	△ 27,856	1,605,004	18,890	△ 6,004
5 繰入金	26,159	10	86,977	0	△ 10	38,581	3,883	3,883	579,534	542,726	538,843	252,144	205,530	△ 337,196
6 地方債	679,664	214,364	33,626,482	32,531,698	32,317,334	2,621,866	399,066	△ 32,132,632	1,022,374	272,674	△ 126,392	987,407	270,407	△ 2,267
うち再生振替特例債	0	0	32,199,000	32,199,000	32,199,000	0	0	△ 32,199,000	0	0	0	0	0	0
7 その他	1,335,444	387,742	1,261,111	313,746	△ 73,996	1,783,741	762,422	448,676	1,785,971	849,449	87,027	1,683,256	955,478	106,029
歳入計	8,682,748	6,192,145	42,040,230	38,752,515	32,560,370	12,400,922	7,571,419	△ 31,181,096	11,213,250	7,937,246	365,827	10,755,460	7,677,954	△ 259,292